

令和6年度（2024年度）保育所等指導監査の実施について

1 監査方針

令和6年度社会福祉施設等指導監査方針に基づき実施する。

なお、児童福祉施設（私立の保育所及び幼保連携型認定こども園）の監査については、各監査対象施設の状況を勘案し、監査項目を重点化することで効率化・省力化を図りつつ、全ての施設において書面の提出及び運営管理面・処遇面ともに実地による監査を行う。（公立保育所についても同様。）

また、新型コロナウイルス感染拡大により、実地による監査が困難な場合などにおいては、感染リスクレベルに応じ、適宜、縮小等を検討する。

なお、同一事項について2年以上連続して文書指摘を行っている場合や、指摘事項に関する評点が15点以上の場合等、特に助言等が必要と認められる場合は、適宜重点的に監査を実施する。

2 今年度の重点項目

※1 保育所等における**適切な職員処遇の確保**について

※2 保育所等における**不適切保育の発生状況とその後の対応**について

（1）共通項目

2年以上連続して同一事項において文書指摘がなされている又は指摘事項に関する評点が15点以上の市町村、法人若しくは施設に対する指導を徹底する。

（2）市町村児童福祉行政指導監査

- ① 保育を要する児童（数）等が適切に把握されているか。〔主眼事項第2-1-(1)〕
- ② 保育所の適正配置等が行われているか。〔主眼事項第2-1-(2)〕
- ③ 運営費の支弁が適正に行われているか。〔主眼事項第2-3-(4)〕

※保育士確保の支援について取組状況を確認

※不適切保育等に対する対応状況について確認

（3）社会福祉法人指導監査

① 適正な組織運営

- ・定款は、法令に従い必要事項が記載されているとともに、変更が所定の手続きを経て行われているか。〔主眼事項第1-1-(1),(2)〕
- ・評議員、理事及び監事は、法令及び定款に定める手続きによる選任又は解任されているか。〔主眼事項第1-3-(1),1-4-(1),1-5-(1)〕
- ・評議員会及び理事会の招集について適正に行われているか。〔主眼事項第1-3,6)〕
- ・法令で定めるところにより議事録が作成され、保存されているか。〔主眼事項第1-3-(3),6-(1)〕

③ 適正な資産管理

- ・法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、すべて基本財産として定款に記載されているか。また、当該不動産の所有権の登記がなされているか。

〔主眼事項第3-2〕

(4) 保育所指導監査

【運営管理面】

① 施設運営の適正化

- ・基準条例等に規定された適正な職員配置となっているか。〔主眼事項第2-1-(7)〕
- ・利用者からの施設内における苦情を受け付ける窓口が設置されているか。
また、苦情解決の手続きを利用者に周知しているか。〔主眼事項第1-1-(3)〕
- ・子どもの状態を観察し、不適切な養育等の発見に努めるとともに、必要に応じて関係機関との連携を図っているか。〔主眼事項第1-1-(4)〕

※2・児童に対する児童福祉法第33条の10に掲げる行為等を防止する対策を講じているか。〔主眼事項第1-1-(5)〕

※2・子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行っているか。〔主眼事項第1-1-(6)〕

② 職員体制

- ・職員の採用にあたり、保育士特定登録取消者に係るデータベースを確認しているか。〔主眼事項第2-1〕

③ 適切な職員の処遇

※1・給与規程は適正に整備、運用されているか。また、給与格付、昇格、諸手当等は、諸規定に基づき適正に支給されているか。

〔主眼事項第3-1-(1)〕

※1・就業規則に定められた休憩時間が適切に取得されているか。〔主眼事項第2-1-(4)〕

④ 保育方針及び全体的な計画

- ・日々の保育について定期的に振り返りを行い、風通しの良い職場環境づくり及び職員間の相互理解を深める取組を行っているか。〔主眼事項第3-3〕

⑤ 安全管理

- ・子どもの性的な部位を含む画像等を、ホームページ等に掲載していないか。

〔主眼事項第1-1-(10)〕

⑥ 適正な会計処理

- ・運営費の弾力的運用が行われている場合、経理等通知の要件を満たしているか。

〔主眼事項第2-3-(2)ア〕

- ・前期末支払い資金残高及び各種積立金の取崩しについて、手続きや使途は適正なものとなっているか。〔主眼事項第2-3-(2)-エ〕

【処遇面】

① 安全管理の徹底

- ・子どもの生命を守り、安全を確保するために、事件や事故防止、健康管理に関して必要な措置を講じると共に、安全計画の策定が行われているか。〔主眼事項第1-1-(10)〕

② 防災対策の充実強化

- ・非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有しているか。〔主眼事項第2-5-エ〕

(5) 幼保連携型認定こども園指導監査

【運営管理面】

① 施設運営の適正化

- ・基準条例等に規定された適正な職員配置となっているか。〔主眼事項第1-①〕
- ・利用者からの施設内における苦情を受け付ける窓口が設置されているか。
また、苦情解決の手続きを利用者に周知しているか。〔主眼事項第1-⑤〕

※2・子どもの状態を観察し、不適切な養育等の発見に努めるとともに、必要に応じて関係機関との連携を図っているか。〔主眼事項第1-⑤〕

※2・児童に対する児童福祉法第33条の10に掲げる行為等を防止する対策を講じているか。〔主眼事項第1-⑤〕

※2・子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行っているか。〔主眼事項第1-⑤〕

② 職員体制

- ・職員の採用にあたり、保育士特定登録取消者に係るデータベースを確認しているか。〔主眼事項第1-⑤〕

③ 適切な職員の処遇

※1・給与規程は適正に整備、運用されているか。また、給与格付、昇格、諸手当等は、諸規定に基づき適正に支給されているか。〔主眼事項第1-⑤〕

※1・就業規則に定められた休憩時間が適切に取得されているか。〔主眼事項第1-⑤〕

④ 保育方針及び全体的な計画

- ・日々の保育について定期的に振り返りを行い、風通しの良い職場環境づくり及び職員間の相互理解を深める取組みを行っているか。〔主眼事項第2-①〕

⑤ 安全管理

- ・子どもの性的な部位を含む画像等を、ホームページ等に掲載していないか。

〔主眼事項第3-②〕

【処遇面】

① 安全管理の徹底

- ・子どもの生命を守り、安全を確保するために、事件や事故防止、健康管理に関して必要な措置を講じると共に、安全計画の策定が行われているか。

〔主眼事項第3-②〕

② 防災対策の充実強化

- ・非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有しているか。

〔主眼事項第3-②〕

3 指導監査の実施方法

保育所等指導監査については、次の方法により実施するものとする。

（1）法人・保育所・幼保連携型認定こども園共通事項

- ① 法人や保育所が運営及び経理に責任を持つとともに、監査の効率化を図るため、自己点検表の提出を求める。
- ② 指導監査時は、原則、理事（施設長を兼務する理事を除く。）及び監事の立会いを求める。
- ③ 指導監査において問題点が多い施設については、改善状況確認指導のため確認監査を随時行うものとする。
- ④ 市（熊本市を除く。）が実施する法人指導監査と県が実施する当該法人が経営する保育所等指導監査は、可能な限り同日に行うものとする。
- ⑤ 市町村（熊本市を除く。）が実施する特定教育・保育施設の確認監査と県が行う指導監査は、可能な限り同日に行うものとする。
- ⑥ 同一の建物・敷地内で複数の施設を運営する事業者に対する実地指導監査は、可能な限り同日に行うものとする。

（2）法人について

「熊本県社会福祉施設等指導監査要項」（別紙）の第7条の規定に基づき、法人運営及び経営する施設に大きな問題がない場合は、3年に一度実地監査を行う。

（3）保育所・幼保連携型認定こども園について

児童福祉法施行令により、年に一度実地監査が義務付けられていることから、「1 監査方針」のとおり、運営管理面及び処遇面を対象に項目を重点化した実地による監査とする。

ただし、同一事項について2年以上連続して文書指摘を行っている場合や、指摘事項に関する評点が15点以上の場合等、特に助言等が必要と認められる場合は、適宜重点的に監査を実施する。

- ① 指摘事項に関する評点は、次のとおりとする。

文書指摘【要報告事項】（同一項目について2年連続して文書指摘を行っているもの）／1件5点

文書指摘【要報告事項】／1件3点

口頭指摘【通知事項】／1件1点

- ② 前回までの指摘事項の是正状況に加え、「2 重点項目」（4）及び（5）のうち、次の項目を中心に確認を行う。

【運営管理面】

- ・基準条例等に規定された適正な職員配置

※自己点検表〔運営〕2職員体制(1)施設長、(2)職員配置①②

- ・施設内における苦情窓口の設置及び手続きの周知

※自己点検表〔運営〕1基本方針等(1)運営規程と運営方針①－(11)

- ・子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行っているか。

※自己点検表〔運営〕1基本方針等(1)運営規程と運営方針①－(10)

【処遇面】

- ・事故予防、感染症等の予防対策

※自己点検表〔運営〕2健康管理⑥⑧

- ・非常災害対策計画の内容を職員間で共有

※自己点検表〔運営〕5非常災害対策(5)防災対策の充実強化④

4 指導監査計画書及び結果について

（1）指導監査計画書の提出について

熊本県社会福祉施設等指導監査要項第7条の規定に基づく令和6年度の指導監査計画書の提出に当たっては、法人については実施周期を記入すること。

（2）指導監査結果について

- ① 監査実施後、速やかに指導監査結果を保育所、幼保連携型認定こども園、法人及び市町村に対して通知し、期限を付して改善報告を求めること。
- ② 継続的かつ効果的な指導を行うため、2年以上指摘が連続している項目については、事後指導の処理経過記録簿を作成し、未改善の理由、処理経過、報告期限等を記録し、指導を徹底すること。
- ③ 委託費の不正流用や定員外私的契約児童の存在等、法人又は施設の運営や入所児童の処遇に重大な影響を及ぼすような問題については、定例監査後に、随時立入調査を行うとともに、その都度、子ども未来課あて報告を行うこと。

5 監査結果等の公表について

保育所、幼保連携型認定こども園及び法人の文書指摘に係る指導監査結果と改善報告については、ホームページ上に公表する。